

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

受付 第 号

| | | | | | | |
|--|-------------|-----------------|------|-------|------|--|
| 年 月 日 酒田市長 宛 | 申 請 者 | 法人番号 | | | | |
| | | 特別徴収義務者 指定番号 | | | | |
| | | 氏名又は名称 | | | | |
| | | 住所(居所) 又は所在地 | 電話番号 | | | |
| 年 月以降納入分にかかる市民税・県民税特別徴収税額について地方税法 第321条の5の2の規定により納期の特例の承認を申請します。 | | | | | | |
| 申請の日前6箇月間の月 別の給与の支払いを受け る者の人員及び支給金額 | 月区分 | 常時雇用者 | | 臨時雇用者 | | |
| | | 支給人員 | 支給金額 | 支給人員 | 支給金額 | |
| | 年 月 | 人 | 円 | 人 | 円 | |
| | 年 月 | 人 | 円 | 人 | 円 | |
| | 年 月 | 人 | 円 | 人 | 円 | |
| | 年 月 | 人 | 円 | 人 | 円 | |
| | 年 月 | 人 | 円 | 人 | 円 | |
| | 年 月 | 人 | 円 | 人 | 円 | |
| 1 現に市税の滞納があり、 又は最近において著しい 納付若しくは納入の遅延 の事実がある場合におい て、それがやむを得ない理 由によるものであるとき はその理由 | | | | | | |
| 2 申請の日前1年以内 において納期の特例につ いてその承認の取消しの通 知を受けたことの有無 | | | | | | |

申請についての注意事項

1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

2 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの徴収分 12月10日まで

12月から翌年5月までの徴収分 6月10日まで

3 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける人が常時10人以上となった場合には、遅滞なくその旨を酒田市長に届けなければなりません。

4 平成29年1月1日以降の申請には法人番号の記載が必要となります。

法人格（有限会社・株式会社等）のない個人事業主の方は、法人番号欄は空欄で提出してください。

◎ 市税の滞納や著しい納付又は納入の遅延があるような場合には、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり納付及び納入の遅滞を来しますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことのないよう特に御注意願います。